

静岡県障害者芸術祭参加事業 第48回静岡県障害者文化作品展開催要綱

- 1 目的 障害者が、自らの力で制作した作品の発表をとおして障害者の造形への関心と創作意欲の高揚を促すとともに、制作技術の向上を図り、障害者の積極的な自立と社会参加促進の一助とする。また、併せて障害者に対する社会一般の関心と理解を深めることを目的とする。
- 2 開催期日 令和4年11月10日(木)14:30～15日(火)12:00
◎作品搬入期間 令和4年10月31日(月)～11月4日(金) ※11/3を除く
◎会場設営 令和4年11月9日(水) 9:00～17:00
◎審査 令和4年11月10日(木) 10:30～14:30
◎表彰式・閉場式 令和4年11月15日(火) 13:30～
◎搬出作業 令和4年11月15日(火) 閉場式終了次第
- 3 会場 静岡県総合社会福祉会館 1階展示ギャラリー他
- 4 主催等 主催 静岡県身体障害者福祉会
後援 静岡県・静岡県社会福祉協議会(予定)
- 5 応募資格 県内在住の障害者手帳所持者、あるいは難病等による障害のある方
- 6 作品内容 (1) 作品の部門は、①絵画・②書道・③写真・④彫刻・⑤工芸・⑥手芸・⑦文芸書画のいずれかとし、陳列に必要な装備を施す。
※ちぎり絵、押し花、折り紙作品、ビーズアクセサリ、シールアートは手芸に分類する。
※文芸書画は、創作した詩歌等を書にしたもの、または絵手紙とする。
※出展部門の疑義は審査会で決定する。
(2) 作品は、本人が制作したものとし、出展は1人1点に限る。
(3) 作品の規格は次のとおりとする。
【絵画】53.0×45.5 cm以内 【書道】160×60 cm以内
【写真】53.0×45.5 cm以内 【彫刻】90×200 cm以内
【工芸】90×90 cm以内 【手芸】90×90 cm以内
【文芸書画】40×60 cm以内
(4) 書道の作品には、必ず釈文(読み方と説明文)をつける。
(5) 作品には、題名、住所、氏名(雅号を含む)、障害名等を記入した「作品出展票」を添付し、必要なものには「天地」を明記する。
(6) 作品の取扱や管理については万全を尽くすが、万一の事故や不慮の災害にあった場合の責任は負わない。
(損害保険は、必要に応じて各自で加入してください。)
※作品を制作するにあたり、著作権を侵害することがないように十分お気をつけください。

- 7 審査員 静岡県・(福) 静岡県社会福祉協議会・静岡県立静岡視覚特別支援学校・静岡県身体障害者福祉センター書道教室講師・静岡県身体障害者福祉会
- 8 入賞点数 優れた作品、及び特に努力のあとが認められる作品に次の賞を授与する。
- | | | |
|-------|-----------------|-------|
| ◎最優秀賞 | 静岡県健康福祉部長賞 | 7点以内 |
| ◎優秀賞 | 静岡県身体障害者福祉会 会長賞 | 14点以内 |
| ◎特別賞 | 静岡県社会福祉協議会 会長賞 | 7点以内 |
| ◎努力賞 | 静岡県身体障害者福祉会 会長賞 | 21点以内 |
- ※過去2年の最優秀賞受賞者による出展は、特別出展とする。(審査対象外)
- 9 出展料
- 静岡県身体障害者福祉会構成団体…無料
 - ※福祉センター訓練教室受講生はこれに準ずる
 - 県内特別支援学校…無料
 - その他の団体…1団体 1,000円
 - 個人…500円
- 10 応募方法
- (1) 各団体の長は、各出展希望者の「作品出展票」をとりまとめ、同票及び「団体別出展一覧表」を静岡県身体障害者福祉会事務局に提出する。
- (2) 出展申込書送付先
- 静岡県身体障害者福祉会 担当 小林
〒420-0856 静岡市葵区駿府町 1-70
TEL：054-252-7829 FAX：054-255-2011
- (3) 参加費払込
- ・金額…1,000円(団体)
500円(個人)
 - ・同封の払込取扱票を使用して払い込みをしてください。
 - 郵便払込口座
00860-8-0001887 静岡県身体障害者福祉会
- (4) 申込期限
- 令和4年9月30日(金) 期限厳守
- 11 その他 事業実施の際は新型コロナウイルス感染防止対策を徹底します。

特別出展について

これまで、最優秀賞を受賞した方は翌年から4年間、審査対象外の「特別出展」として展示していましたが、出展者が高齢化し、出展数も減少していく懸念があるため、文化作品展審査委員会で検討したところ、令和4年度(第48回)より特別出展の期間を2年間とすることが決まりました。

令和4年度の特別出展対象者は下記のとおりです。

令和4年度 特別出展の対象者

最優秀賞を受賞した年度	特別出展となる期間	審査対象
令和2年度(第46回)	令和3年度(第47回) 令和4年度(第48回)	令和5年度(第49回)～
令和3年度(第47回)	令和4年度(第48回) 令和5年度(第49回)	令和6年度(第50回)～

※令和元年度(第45回)、平成30年度(第44回)の最優秀賞受賞者は、令和4年度から審査対象となります。